

公益信託に関する法律施行令案について（概要）

令和 7 年 4 月
内閣府公益法人行政担当室

1. 背景

公益信託に関する法律（令和6年法律第30号。以下「法」という。）は、令和6年5月22日に公布され、公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行される。

今回定める公益信託に関する法律施行令案（以下「政令案」という。）は、特別の利益を供与することを禁止する関係者の範囲等、法から委任された事項を定めるものである。

2. 政令案の主な内容

今回政令案で定める主な事項は以下のとおりである。

(1) 特別の利益を与えてはならない公益信託の関係者（法第8条第5号等）関係

法第8条第5号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益信託の受託者が信託財産を用いて委託者、受託者、信託管理人その他の政令で定める公益信託の関係者に対して特別の利益を供与することを禁止する規定があるところ、「政令で定める公益信託の関係者」として当該公益信託の委託者、受託者又は信託管理人の配偶者又三親等内の親族等を定める。

【政令案第1条、参考資料1頁】

(2) 特定の個人又は団体の利益を図る活動を行う者（法第8条第6号等）関係

法第8条第6号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益信託の受託者が信託財産を用いて株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、信託財産を用いて寄附その他の特別の利益を与える行為を行うことを禁止する規定があるところ、「政令で定める者」として株式会社等に対して寄附等を行う個人又は団体等を定める。

【政令案第2条、参考資料1頁】

(3) 公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業（法第8条第7号等）関係

法第8条第7号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益信託の受託者が公益信託事務を処理するに当たり、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくない事業又は公の秩序若しくは善良の風俗を害するおそれのある事業を行わないという規定があるところ、同号では「投機的な取引、高利の融資その他の事業であって、公益信託の社会的信用を維持する上でふさわしくないものとして政令で定めるもの」を同事業と定めているため、「政令で定めるもの」として、投機的な取引を行う事業等を定める。

【政令案第3条、参考資料1頁】

(4) 他の団体の意思決定に関与することができる財産の保有（法第8条第12号ただし書等）関係

法第8条第12号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益信託の信託財産に他の営利法人等の意思決定に関与することができる財産が属さないことという規定があるところ、同号ただし書きでは「当該信託財産に当該財産が属することによって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合として政令で定める場合」を財産の保有規制が除外される場合と定めているため、「政令で定める場合」として他の営利法人等の議決権の過半数を有していない場合を定める。

【政令案第4条、参考資料1頁】

(5) 信託行為において残余財産を帰属させることができる法人（法第8条第13号ト等）関係

法第8条第13号において、公益信託認可の基準の一つとして、公益信託の終了時にその残余財産を帰属させることができる帰属権利者について、当該公益信託と類似の公益事務をその目的とする公益法人等とすることという規定があるところ、同号トでは「その他イからへまでに掲げる法人に準ずるものとして政令で定める法人」を帰属させることができる法人の一つとして定めているため、「政令で定める法人」として特殊法人（株式会社であるものを除く。）等を定める。

【政令案第5条、参考資料1頁】

3. 今後のスケジュール（予定）

公布：令和7年6月

施行：法の施行日（令和8年4月1日予定）